

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画南二島四丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南二島四丁目地区地区計画	
位 置	北九州市若松区南二島四丁目地内	
面 積	約6.3ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、若松中心市街地から南西に約5.5kmの臨海部に位置している。当地区周辺では、現在、良好な工業地が形成されており、対岸には若松競艇場がある。</p> <p>当地区では、建築物等の用途制限などの適正な規制及び誘導を行い、合理的な土地利用の保持と、工場等の操業と調和した良好な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>	
び 区 保 全 の 方 針	土地利用の方針	工業地と調和した商業、業務など集積を図る地区としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	臨海部の工業地と調和した良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途、敷地規模等必要な制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(長屋を含む。次号において同じ。) 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅及び下宿 4 図書館、博物館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 畜舎 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 9 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(勝舟投票券の場外発売場を除く。) 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡。ただし、巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境と調和したものとす

「区域は計画図表示のとおり」

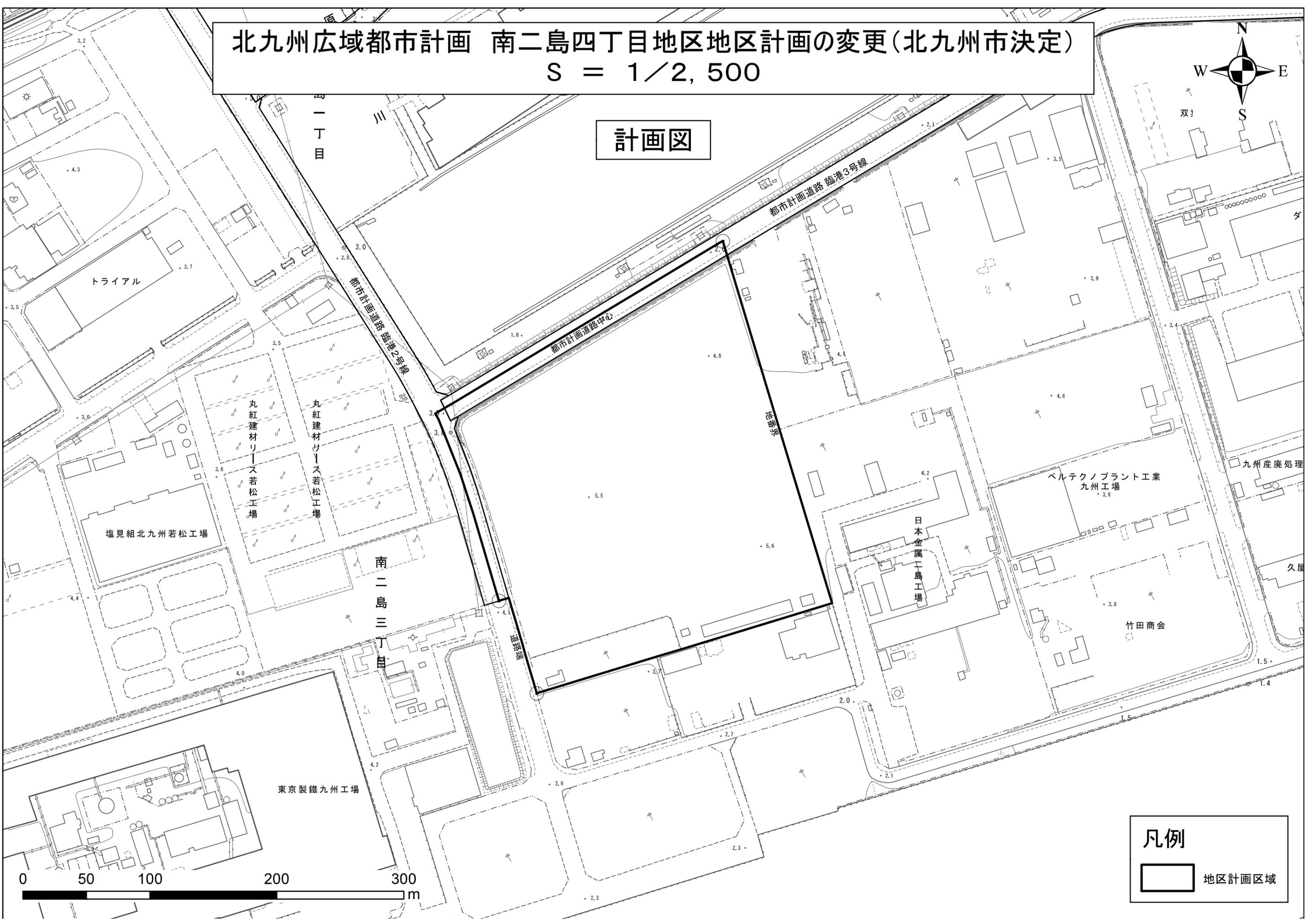
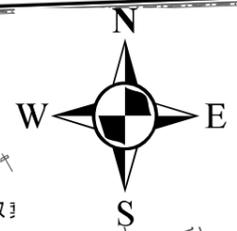
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成15年12月25日告示 第518号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 南二島四丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)
S = 1/2,500

計画図



凡例

 地区計画区域